

平成 2 1 年度 第 2 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 2 2 年 2 月 8 日 (月)
午後 2 時 0 0 分 ～ 2 時 5 5 分
- 2 場 所 千葉中央コミュニティセンター 8 階 8 7 会議室
- 3 出席者 (委員)
段木 一行 委員、神谷 紀雄 委員、池田 伊予 委員、
岡本 東三 委員、久留島 浩 委員、長嶋 栄次 委員、
萩原 法子 委員
(事務局)
河野 生涯学習部長
宇留間 生涯学習振興課長、斉藤 主幹
石橋 文化財係長、芦田 主任主事

4 議 題

議 事

- (1) 地域文化財の候補について
- (2) 地域の文化財情報について
- (3) そ の 他

5 議事の概要

議 事

- (1) 地域文化財の候補について
2 件の地域文化財候補について説明した。
- (2) 地域の文化財情報について
本年度の地域の文化財情報の募集状況について説明し、
了承を得た。
- (3) そ の 他
なし。

6 会議経過

議 事 (1) 地域文化財の候補について

議 長 : 議事の (1) について事務局より説明を願う。

(石橋文化財係長が地域文化財の候補である花見川区武石町
三代王神社の神楽と中央区稲荷町の稲荷町有文書の 2 件に

ついて、ビデオ投影も交えながら内容説明を行った。)

議 長 : 神楽について少し教えてほしい。もともと十二あったものが八つになってしまったということか。それから囃子連について、その楽器について確認したい。

事務局 : もともとは十二あったが、現在八つが継承されているということである。お囃子の楽器は大太鼓と笛と締太鼓とシンバルということであった。

議 長 : シンバルというのはあまり聞かないが、何でできているのか。

事務局 : 金属製である。シンバルというのは地元の呼び方だと思う。

議 長 : シンバルでは少し具合が悪いのでもう少し調べてもらいたい。それから楽器は今四種類あげていただいたが、もともとはもう少しあったのではないか。囃子には鉦を使うが、それがいつの頃からかシンバルに変わったということなのか。それからこの囃子は葛西囃子の一派なのか。

事務局 : そうだと思う。聞くところによると神楽は船橋の三山から伝わったという。これは七年祭りの関係によるものと思われる。

議 長 : 葛西囃子は能勢環がはじめたもので、千葉が葛西領であったことを考えるとそちらの系統が入っているのではないかと思う。それと若干江戸神楽が入っているのではないかと思った。ビデオを見た印象では、巫女舞にしてもちょっとスピードがありすぎる。スピードがあるということはそれだけ新しいということなのだが、葛西囃子の系統だとすればやはり地域性はあると思うので注視していいのではないか。地域文化財としての価値があるのではないかと私は思う。

事務局 : 地元に長い間伝わっているものなので、それだけでも地域文化財としての価値はあると考えている。ただ、神楽連のメンバーが高齢で、しかも農家の後継ぎだけがメンバーになれる条件ということなので、今心配しているのは後継者がいなくなってしまうことである。地域文化財となることで、地元の人たちにも神楽の価値を再認識してもらい、若い人にも興味を持ってもらうきっかけになればと

考えている。

議 長 : 本来こうした神楽などは土地に付いたものだから、長男以外には教えない、二男以下には教えてはいけないことになっている。これが本来的なあり方で、江戸時代からずっと続いていることなので、それを見ただけでもこの神楽は面白いかなと思う。

事務局 : この三代王神社に限らず、行政としては神楽などを地域の子供たちにもっと教えてもらいたいという希望もあるのだが、伝承している方々はしきたりがあるのでそれは出来ないという場合も少なくない。それはそれで後継者がいればいいのだが、高齢者だけでやっているというところが市内では少なくない。

議 長 : 本来神楽はその土地から出さないものである。そのあたりはよく地元と調整してもらいたい。

事務局 : わかりました。

岡本委員 : 地域文化財というのは地元から上がってきて、その中から選定していくわけだが、市として地域文化財をどう守っていくのかという視点がないと、地元から上がってきたものをそのまま地域文化財にすれば済むということになってしまう。やはり千葉市の文化財としてどうやって活用していくのか、もうちょっと見通しを立てた上で選定していく必要がある。また、地域文化財は、市の指定文化財とも違うということなので、例えば稲荷町の文書の中にも市の文化財として守らなければならない重要な文書もあるかもしれない。だから、ただ一括して地域文化財に登録すれば済むということではなく、先の見通しを持ってやってもらいたい。この地域文化財に登録されたとしても何の補助もなく、ただ地域文化財ですというだけである。それをどうやって乗り越えていくのか。もちろんこれはこれで大事だと思うのだが、全体をどういう仕組みで、どのような位置づけをしていくのかということをやっておかないといけない。ただ上がってきたものをどんどん地域文化財として登録していくということには若干問題があると思う。

長嶋委員 : 地域文化財というのはお金というか経済的な支援はないということか。

岡本委員：市の指定文化財になれば修復などに補助をする規定がある。

事務局：指定文化財になれば補修などにお金が出ることはある。ただ、市内の郷土芸能については、郷土芸能保存協会が組織されており、現在12団体が加盟し活動している。

岡本委員：地域に根差したものを市民が上げてくるというのは重要だが、一定の市としての基準を作っておかないと、上がってきたときに市として拒否できないわけで、決して否定しているわけではなく、良いことだと思っているが、ある一定の見識を持って進めていかないと若干問題があるように思う。

萩原委員：市の指定文化財の場合にはたぶんそれなりの基準があると思うが、地域文化財の基準というものはあるのか。

事務局：一応ある。地域の歴史が分かるものといった漠然としたものではあるが、指定文化財についても地域文化財についても基準は作ってある。

萩原委員：それは今いったものだけか、それともその他にいくつか項目があるのか。

事務局：いくつかある。今回の2件はその基準に当てはまるものではあった。

議長：他になにかあるか。稲荷町有文書についてはどうか。

久留島委員：前に地域文化財になっている平川町内会文書と比べても稲荷町有文書は地域文化財として遜色ないものである。この文書群にはいくつか特徴があるが、その一つが近代以降の江戸湾の舟運の状況がわかるかなり稀有な文書であるということである。だいたい江戸時代に江戸湾を船が往復していたというイメージを持つのだが、そうではなくてむしろ明治になって鉄道ができるまでは東京湾の舟運の繁栄が続いていて、当時の五田保河岸を中心とする船がどの程度あったとか、そうした近代の舟運の関係史料が残っているという点で非常にいい史料だと思う。だから指定は微妙かもしれないが、登録であれば当然だと思っている。古い17世紀の史料も僅かにあるが、本当はこれくらいのレベルの文書で古いものがもう少しあれば、当然指定になってもいいと思う。この文書群は、神社で保存しているという

ことだが、私は虫干しに行ったことがなく、マイクロフィルムでしか史料を見たことはないが、保存について市がもう少し助言をするなどできないか。これを見ているとどういう形で保存されているかが、よく分からないが、例えば中性紙の封筒を市の方で提供するとかそれくらいはしてもいいのかなと思う。

議 長 : その他になにかあるか。

長嶋委員 : 神楽の衣装とか面とかでいいものはあるのか。

事務局 : 衣装を見ると新しいものであった。面も見る限り新しそうだった。

議 長 : 天保年間の銘があるものがあるということだが。

事務局 : 道具があるということは聞いているが、現物は確認していない。面であるか衣装であるかもわからないので、今後確認してみる。

議 長 : その他になにかあるか。それでは今出た意見を参考にして、事務局でも再度検討していただき、可能なものについては順次諮問してもらいたいと思う。

議事（２）地域の文化財情報について

議 長 : 続いて議事の（２）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長が本年度募集中である地域の文化財情報について、現在の応募状況について説明した。）

議 長 : 今の説明について何か質問はあるか。

岡本委員 : 例えば千葉刑務所などはどこが文化財だというのか。

事務局 : たぶん煉瓦造りの建物部分だと思う。

岡本委員 : そうではなくて、どんな団体が推薦してきているのか。

事務局 : 個人の方である。個人としてここにこういうものがあるという情報をいただいている。

萩原委員 : 今の千葉刑務所の建物は何年に造られたのか。

事務局 : 明治と聞いているが、年までは記憶していない。

萩原委員 : 市川市でも県内最古の煉瓦造りの建物を残そうという動きがあるので少し気になった。

議 長 : これまでに刑務所で指定されたものはあったか。

事務局 : 無いと思う。以前、国の登録文化財制度ができるときに県の調査が来て、市としては市内にある近代建物として当

該刑務所建物を報告はした経緯がある。

議長：金沢はたしか文化財になっていたのではないか。どこか刑務所で指定になっているものがあったと思う。

事務局：長崎の刑務所が壊されたということは聞いているが。

議長：他の情報も調べてみてほしい。

事務局：調べてまた報告したい。

久留島委員：ここにある鉄道連隊関係の史跡については市民の方々が実際にパンフレットを持って歩いたりしていることはご存じか。戦争遺跡を歩いている方々は千葉では結構有名になっていて、やっている方々が今度は佐倉まで来て佐倉も回りたいといっている。私のいる博物館は佐倉連隊の跡にあるものだからそうした関連の遺跡はないかと聞かれたりしている。逆に言えばこうした戦争遺跡を個別に登録するのではなくて、まとめれば市の指定文化財にできるくらいの内容を持っていると思う。鉄道連隊や戦争関係の史料は、そのくらいのことはできそうな気がちょっとしている。しかも時間が経つと痛んでくるし、そういうことも少し考えながらやったらよいのではないか。先ほど岡本先生が言われたように市の方が指定していくような、こういう文化財をこうした形で残していくという積極的な働きかけがあっている。

岡本委員：しかし所有者の同意なしに登録はできないだろう。

事務局：所有者の同意は必要である。

議長：戦争関係の遺跡は個人のものよりも国の所有となっているものが多いのではないか。

事務局：国から払い下げられて、会社の所有になっているものが多い。

議長：そろそろ戦争遺跡も文化財として考えていかなければいけない。少し遅いかなという気もするが、このあたりを体系的に調べてもらいたい。

議長：他にあるか。ではたいへん貴重な意見も出たので、検討していただきたいと思う。

議事（３）その他

議長：続いて議事（３）その他だが、先生方から何かあるか。

(特になし)

報告

議長：事務局より報告事項があるとのことなのでお願いします。

(宇留間生涯学習振興課長より①加曾利貝塚の世界遺産への登録に関する請願について、②土気城跡について、③検見川無線送信所についての3件の報告を行った。)

議長：今の報告についてご意見があったらお願いしたい。

(特になし)

議長：では予定していた議事がすべて終了したので、これにて終了する。

事務局：平成19年度から地域文化財制度をスタートさせているが、ご意見をいただいたようにもう少し位置づけをきちんとしていかなければならないと感じている。さらに本日説明した地域文化財についても諮問できるように内容を精査していきたいと考えているので今後ともよろしくをお願いしたい。本日は貴重なご意見ありがとうございました。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962